

花田仁伍 著

『小農經濟の理論と展開』

お茶の水書房 昭和四六年 六一六頁

暉峻 衆 三 著

『日本農業問題の展開』上

東大出版会 昭和四五年 三三七頁

田代洋 一

はしめに

『小農』の範疇の検討が全問題解決の鍵であるとするれば、その「鍵」のひとつを「費用価格」(小農価格)論がにぎることはいうまでもない。本稿は、その費用価格論を分析の軸にすえた、最近のすぐれた二冊の著書の書評を通して、戦前日本資本主義下の費用価格の理論と現実と近づくこととするものである。したがって、書評としての体裁をなるべく保つよう心がけはしたものの、書評に通例の起承転結を十分には整えられなかった。比重を失する点のあることをあらかじめおことわりしておきたい。

一 花田著書——「費用価格」不適用説

(一) 本書の「第一章に当たる最初の論文は一九五七年六月の日付であり、すでに一四年を経過している」(11頁)。一口に一四年といっても、それは私の年齢のなかばを飲みつくし、その成果六百頁は手に重い。にもかかわらず、一気に読ませるのは、本書「全体を貫く問題意識と論旨」の強靱な一貫性の故である。それを章別編成に即していえば、次のごとくである。

すなわち「商品生産と価値法則を前提とするかぎり、農民層の両極分解・資本形成の論理は不可避的で論理必然的である」という「一般的論理は疑いえない」(11頁)。この命題は、著者の「公理」であり、論理上の出発点である。にもかかわらず、寄生地主制のもとで遂に資本形成がみられなかったのはなぜか。それは、その「前提」たる「商品生産と価値法則」が歪曲ないしは否定されていたからではないか(第二、三章)。とすればその根源たる寄生地主制の廃止によって、その「前提」が確保されれば(第四章)、当然資本形成に進むだろうし(第五、七章)、「その一定の発展段階で」は必ずや「土地所有再編の問題」が「再び提起されざるをえない」(11頁)であろう(終章)。

このような日本農業の根底を貫く(べき)全プロセスを、「日本農業における価値法則の展開とその論理」(副題)とし

て、なかなしくそれを担うべき主体の形成に即して追求するのが本書の目的である（一二頁）。

したがって、その方法論も、まず商品生産・価値法則およびその「内在的論理」を純粹理論化し、その純理論モデルをもって現実を裁断するという形、すなわち「理論と現実の間をしばしば往復」（11頁）するという形をとることになる。以下、(一)寄生地主制下と、(二)農地改革後とに分けて要約しよう。

(一) なぜ、寄生地主制下では農業の資本主義化が進行しなかったのか。人は「利潤の成立を許さぬ地代範疇」を引証して事足りるとする。しかし、地代がいくら高かろうと、価値法則が支配する限りは、(著者の公理によれば)資本形成に進むはずである。だから問題は、たんなる地代の高低ではなく、「土地所有(地主制)Ⅱ地代論(小作料論)との関連における農産物価格決定の特殊機構」のなかにこそある(三二頁)。

かくして第一章では「小農価格決定方式論に到る過程」が総ざらいされ(第二節)、ついで「価格が低いから地代が高い」として、さらにその高地代を差額地代第一形態の累積をもって説明する大内理論を批判するために、全差額地代論が深められる(第三・五節)。いまその紹介は省略するが、そこに盛られている多くの論点——たとえば、生産手段としての「土地」の意義(三五頁以下)、価値規定のいわゆる社会的・標準的生産条件か

ら土地条件が排除される論理(三八頁以下)、虚偽の社会的価値に対する一定の見解(五一頁以下)、なかなしく資本蓄積視点からする差額地代第二形態の把握など——は、今日でも新鮮さを失わぬ、それだけで一書を成すに足る内容であることだけをつけ加えておこう。

ついで第二章では、小農価格論の検討がなされる。分割地農民の農産物価格は、価値法則が支配しているのに、なぜ価値通りに決まらずに「費用価格」水準で決定されるのか。それは、農産物の「商品保護者」たる分割地農民が、「生きるための必要労働の確保を生産的動機としている人格」(二一九頁)であり、かつ農民層分解の不断の進行のもとでは「未来のまた現在の部分的賃労働者」(二二〇頁)であることからくる。すなわち、彼等が担う価値表現の水準も、「商品保護者」としてのこのような性格に規定されて、「賃労働者的、すなわちV的水準に接近」せざるをえないからである(二二〇頁)。そしてこのVは、「労働力移動の自由の原則」のもとでは、「資本主義的労賃」(二四六頁)あるいは「標準的労賃」(二六七頁)でなければならぬ。

なおここで「商品保護者」というあまり聞きなれない語が登場するが、その説明はあと回しにして、ここでは、この「商品保護者」の性格(社会的再生産過程における階級・階層的位置

とでもいうべきか)によって商品の価値実現の水準が規定されるという著者の立論が、本書の重要な理論的支柱になっている点だけを、あらかじめ注意しておきたい。

ところで、かかる分割地経営が借地で営まれる場合はどうなるか。それが支配的な形となっている場合には、労賃 $V$ とともに地代 $R$ もまた、マルクスのいわゆる「分割地農民にとっての絶対的制限」をなすものと理解すべきである(二七六頁)。

だから「マルクスのかしこの論理を日本にまで延長すれば、むしろ $C+V+R$ 説が純粹であろう」(二八四頁)。しかるに、戦前日本の現実の農業所得は、平均賃金 $V$ をはるかにしたまわっているのではないか。日本の現実の価格水準は $C+V+R$ はおろか(二八九頁以下)、 $C+V$ 以下(二六〇頁)でさえある。かくしてここに、マルクス小農価格論の「ほぼ原理通りの適用」(一九一頁)論たる日本の $C+V$ 論(大内氏がその代表)は、事実をもって「崩壊」を宣告される(二九五頁)。

そこで、課題は再設定される。すなわち「日本農産物価格は $C+V$ 以下ということが理論的に解明されなければならない」(二六一頁)と。

この課題を受けて、いよいよ第三章では、寄生地主制下での「米」商品の価格形式の論理が解明される。

著者はまず市場米の構成を検討する。「商品保護者」論の立

場、そしてそこから出てくる寄生地主が米を売るという事態への着目からすれば、販売主体別の市場米の構成——地主米・自作者米・小作者米——は極めて重要なわけだが、それにはさらに「市場における商品支配量」こそが「価格規定力」をもつとする理解(三〇四頁、三五二頁)がつけ加わっている、といえそうである。その綿密な推計過程は省略し、結論のみを示せばこうである。第一に、内地米市場は、地主米が大正中期で五八%、昭和初期で四八%も占め、残りはほとんど自作者米という二大範疇構成であり、かつ、地主米の比重は時代がさかのぼるほど決定的になる。第二に、小作運動や生産力の発展を通じて、農民取り前が「着実にその地歩を固め拡大しつつあった」(三三七頁)とはいえ、市場に出る小作者米は出来秋の「窮迫販売」が多く、したがって買い戻し量を差しひいた純販売量は高々一%にすぎない。これでは、小作者米は「商品としての範疇を確立していたとはいいがたい」(三六九頁)。すなわち「無に等しい」(三六四頁)。

だから、地主米が、「圧倒的優位」(三七〇頁)を占めつつ米価規制者になるわけだが、その価格形成の論理は、商品保護者たる寄生地主(三四六頁)の性格によって決定的に影響される。

ここで、そもそも本来的「商品保護者」とはいかなるものか。著者は主として、『資本論』冒頭の交換過程論の叙述に拠りつ

つ、それは、価値関係⇨価値規定⇨等価交換の法則を保護する

者であり(三八〇頁)、かかる役割を担いうるためにはたんなる

商品所有者あるいは交換者たるのみではだめで、同時にその商

品の生産者でなければならぬ(三九七頁)とする。なぜなら、

私的に投下された労働を、商品価値という物的形態を通じて相

互に交換しあう社会的生産関係においては、「等しい労働と等

しい労働との交換 はまさに商品生産者、直接労働の支出者

たる生産者(たちの社会的行為)においてほかにありえない」

(四〇二頁)からである(産業資本家は、生産物が資本の生産

物となることによって商品保護者たりえるし、その流通機能を

代理する商業資本もまたしかりである)。要するに、商品の生

産と流通を同一人格において担う主体としての「商品保護者」。

翻って、地主米を商品として所有・販売する寄生地主の場合

はどうか。彼は地主米の生産者、あるいはその販売代理者です

らない。とすれば彼らは「商品保護者」ではありえない。それ

では地主米を生産する小作人はどうか。彼は地主米を「貢納」

するのであって、商品として販売するのではないから、これも

だめ。となると「地主米商品は商品保護者を本来的に欠如して

いる」(四〇八頁)ことになる。価値実現の保護者を全く欠いて

しまえば、「価値実現・価格形成は論理的には全く偶然」にな

ってしまふ。とはいえ、ここではまだ実現すべき価値の存在ま

でが否定されているわけではない(四一〇頁)。

だが、果たしてそういえるだろうか。地主米の収取は、そも

そも「交換によって媒介されるのではなく、 社会の一部の

他の部分に対する強力的な支配」(マルクス)すなわち「経済外

強制」によって媒介された「直接的な貢納関係」(四二六頁)に

ほかならない。要するに「交換によらないで、直接的に、無償

でつまり等価交換外的・経済外的方式による」収奪なのである。

つまりマルクスの封建地代の生産物地代規定が、「ほぼそのま

ま…妥当する」。となると、ここにはもはや「本来的範疇と

しての商品生産は欠如していたといわねばならない」(四二九

頁)。商品生産がなければ、労働生産物は「価値規定」も「商品

形態」も「価値形態」をうけとらない(四三二頁)。とすれば「労

働を価値としてその生産物に、『結晶』させる機会——つま

り労働を価値として規定する論理——を奪われている」のだけ

ら、「現物小作料の生産のために支出された人間労働は『無償』

の労働」とされるわけである(四一九頁)。すなわち「 $\Delta$ 」。

以上の理論を裏証するために、著者は生産者取前石当たり費

用価格計算を行なう。それによると、「優等地・優等経営」に

傾いている帝国農会調査の数字でも、一九二二―四五年の全期

間を通じて、庭先き米価は費用価格をカヴァーせず、労働所得

は日雇賃金の五〇〜六〇%、製造業平均賃金の三〇〜四〇%水

準にすぎないが、この調査の反収と小作料をそれぞれ全国平均にひきなおして修正計算すれば、費用価格が庭先き米価によってカヴァーされる度合は、一九二〇年代を通じて、ほぼC+0.0。V水準に近づいてしまう。だから市場価格を規定すべき最劣等地・限界(面積)経営をとるならば、「直接生産者(小作農)の労働は、ほぼ完全に無償となる」(四三五頁)。これこそが「寄生地主制下の日本的『低米価』水準」(四四三頁)の実態である。このもとは一利潤を目的とする資本制経営の成立など論外である」(四三六頁)。

しかし、地主米は、商品として生産されたものではないとはいえ、現実商品として流通しており、その限りでは「価格」をもっている(四三三頁)。しかも、その価格では「Cが実現している」(四三五頁)。それはなぜか。著者は、租税公課・水利費・土地改良費等の「地主費用」が地主米の「原価」とみなされて、その「供給価格」を規定したからである、とする。つまりCの「中核は地主費用であった」(四三六頁)、と。

そして、このような状況のもとでは、一見Vを確保しているかにも見える自作農も、実は小作料相当の地代を食っているにすぎず、直接生産者としてVを保証されているわけではない(四〇四頁)。

(三) このように、寄生地主制の現物地代収取による商品生

産・価値法則否定の論理が明らかになれば、「寄生地主的土地所有の廃止」農地改革後の論理の展開は比較的容易に理解される(一一頁)という著者の言葉に甘えて、戦後については簡単に要約するにとどめる。

農地改革は、この寄生地主制を「事実上、解体・廃棄」し、「貨幣地代の論理で補充された、自作農的土地所有」(五、六頁)を創出した。その意義は、「生産者自身が販売主体(商品保蔵者)となるという、商品生産のこの初歩的な一般的性格」の獲得(三四六頁)にこそある。すなわち、かかる商品生産のもと、米価が上昇するにつれて農民労働の価値評価は漸次向上し、全産業平均賃金で評価した場合のVの確立は最劣等地・限界経営については未だしといえども、平均経営については六二―六六年にその段階に到達し、いまや小農的価格範疇確立の「完成に迫っている」(五三四頁)。VⅡ〇からV範疇確立へ。この「隔絶的な二つの段階の間に農地改革が位置している」(五〇四頁)わけである。

ところで、平均経営にVが確立されれば、優等地・優地経営にはそのVを超える剰余が発生するわけだが、それはとりもなおさず「それ自体としては、資本主義的生産成立(資本形成)の、必然的な根拠」を示す(五三九頁)。否、さらに「高位生産力地帯、なかでもその上層・先進的経営層の間に」は「想定地

代・土地價格利子を恒常的にうまわる「萌芽的利潤」が形成されており(五五一頁)、ここに資本家的借地農經營の可能性と必然性が展望される。

このような動きを「制限する内的な決定的な要因」は、かかる剰余を全て土地から生ずる差額地代として吸収しつくそうと構え、さらには資本の自由で合理的な運動を阻止する「土地所有、なかんずく小土地所有の制限である」(五五二頁)。これを突破するためには、生産價格法則を確立する(五九四頁)とともに、桎梏と化した小土地所有を「原始的蓄積」によって清掃し、「近代的大土地所有——厳密に言えば——資本主義的大土地私有」を創出しなければならない。だが、体制的危機の激発を承知のうえで「現体制がこの道を選ぶかどうか」。

いずれにせよ「いまや日本農業は、まさに一つの変革期を迎えつつあるといえる。土地所有問題が再び歴史的な反省を加えられる時期に到達したのも、その反映であると思われる」(五五五頁)。

しかるにまさにこの時、費用價格の止揚<sup>1)</sup>生産價格の確立を逆転させる形で生産者米価据え置きがうたわれ、それとタイプアップして農地法が改正される。このような價格の實質的ひき上げに接木された農地の流動化や自作農的土地所有の否定は、「ただ農業の荒廃と解体の促進要因となるにすぎない」(六一

六頁)。

(四) はしよっていえば、以上が本書の要旨である。要するに、地代収取の現物形態(「貢納関係」)にこそ寄生地主制の「最奥の秘密」があるとし、それとの対比で、商品生産の原則が確保された場合の論理必然的帰すうをみきわめようとするのが、そのギリギリの論点であり、両段階の理念型の設定とその対比に、本書の全生命がかけられているといえる。最も基礎的な諸範疇、それらが構成し軌道づける最も根底的なプロセス、その深みから日本の現実を問おうとする本書の現代の含蓄については、いまさらあれこれ語る必要はなからう。ただ、受けとめようとする者もまた、根底的な吟味を要請されるのみである。

著者と類似の、商品生産・生産費概念の(小作)米への適用を拒否する考えは、既に戦前にみられる。例えば、「米の生産が商品生産經濟ではない」として、「米の商品としての生産費計算の形式が当てはまらぬ」とする考え<sup>(1)</sup>。これは素朴な主張であるが、さらに「暗い谷間」の時代に「生産費概念は単に生産物の商品化ではなく、生産者による生産物の商品化、換言すれば、商品生産を温床とする」(傍点は引用者)という見地から、「生産者が生産物の全部を処分しえない物納地代のもとにあっては、生産者は地代部分を差引かれた残余で、その再生産を続行しなければならぬ」。即ち、手取分のみ生産費用が負

荷されて流通過程に入るのであって、生産と流通の統合せ

られざる生産物部分たる現物地代には生産費概念は適用されな  
 い」とした論者も、著者と同じような問題意識にたつて、少な  
 くとも地代部分については商品生産たることを否定していたと  
 いえよう。この論者は、その見解を「産業資本の一般的循環形  
 式を藉りて」次のように範式化する。

a、貨幣地代の場合 
$$G - W \cdot W' - G' \left\{ \frac{G}{g} \right.$$

但し、 $g = \text{貨幣地代}$

b、現物地代の場合 
$$G - W \cdot W' \left\{ \frac{W_1 - G}{W_2} \right.$$

但し、 $W_1 = \text{小作人手取米}$ 、 $W_2 = \text{現物地代}$

これを受けて、さらに別の論者は「米価（生産費）の算式を  
 示す。」

a、貨幣地代の米価（生産費） 
$$P_a = \frac{C + V + M}{W'}$$

b、現物地代の米価（生産費） 
$$P_b = \frac{C + V}{W' - W_2}$$

（三三） $P_a, P_b$  となるための条件は、
$$\frac{M}{C + V + M} \frac{W_2}{W'}$$

である。その意味するところは、第一に、生産量（価額）に占  
 める地代比率を一定とした、たんなる地代形態の相違は、生産  
 費の算出式を変えるのみで、その水準を変えるのではない。第

二に、地代形態のいかんにかかわらず地代比率の高い形態の方  
 が米価も高い、の二点である。

そしてこの第二の点から、高穀小作料↓高米価論がでてくる  
 事実、著者の自作基準の費用計算（第三三〜三六表）を、副収入  
 を差し引いて修正すれば、米価はそれを恒常的にうわまわって  
 いたことがわかる。つまり「地代の必要」分だけ価格水準を  
 高める一般論理（三五二頁）があったといふべきであろう。地  
 主制は、その意味で社会にとつても資本にとつても負担だった  
 のである。

しかるに、このような常識をまっこうから批判するところに  
 こそ、著者の面目がある。第一点については、地代形態がちが  
 えば、同一文字で書かれている（不）等式の右辺と左辺の各範  
 疇には、段階的ともいえるほどの内容の違いがあるのであって、  
 地代形態をかえてみせただけの範式適用は、その点で根本的に  
 まちがいである、と。

第二点については、消費者としての社会からみれば確かに高  
 米価だったかもしれぬが、「生産者にとつての再生産費」（三〇  
 三頁）を基準としてみれば、すなわち直接生産者（小作者）か  
 らみれば、 $V$  をゼロとする程の超低米価だったのだ、と。つま  
 り著者が結論として打ち出した「日本の低米価」論とは、小作  
 者（生産者）からみた、あるいはそれと同義なのだが、「生産

費」からみた、それなのである（四三二頁）。

とすれば、寄生地主が「商品保護者」たりえない道筋を追求し、さらには「地主生産費」を持ちだしたりするよりも、直接生産者とその生産過程に視点をすえて、彼らが、少なくとも「買納米」については「商品保護者」たりえなかつた道筋を追求した方が、戦前・戦後を通じる主体形成の追求という本書のモチーフを、よりポジティブに生かすことになつたのではなかつたか。これは、地主から小作へ視点を裏がえしてみただけだが、それよつて開けてくるペースペクティヴは異なる。小作者は、小作料納入面では全く現物形態におおわれていたが、その生産を含む生産的消費・不生産的消費の全過程を現物形態でおおわれていたわけでは決してない。「高率現物小作料が、生産者（小作）取前を完全な自給米範囲内の量に止め」（二九九頁）ることは、生産力を高めて小作料を増徴しようとする地主利害からしても、いつまでもできるのではなかつたのである。戦前一般にCやVの確立を云々するのはゆきすぎだとしても、商品経済関係にまきこまれるなかで、G形態をとつたCやV（G）の投下が小作者の再生産によつて不可避・不可欠なものとなつていったし、その限りでG—W—G（W—G—W）の適用範囲は漸次拡張しつゝあつたのである。にもかかわらず主要農産物・米にして、W—Oであるならば、小作者は裏作で食ひ

つなぐか、兼業収入でかろうじて農家生活を再生産するしかない。だが、農林省農家経済調査の開始以来、裏作収入はともかく、兼業収入では、比重を高めつゝあつた現金家計費すら恒常的に補填しえないことが示されている。これではもはや小作者は、縮小再生産の一途をたどるしかない。だが、現実が必ずしもそうでなかつたとすれば、やはりなにかがVが確保されつゝあつたとすべきであろう。すなわち小作者は、すくなくとも投下貨幣資本G<sub>0</sub>と現金家計費G<sub>1</sub>のいくばくかを、小作取り前の販売代金のなかから回収しなければならぬ「絶対的制限」を受け、かくして小作取り前の増加および（あるいは）販売価格の上昇（直接には前者）を要求・確保せざるをえないのである。そして、この全プロセスを克明に追求したが、次にとりあげる暉峻氏の著書にほかならない。

そうはいつても市場に占める小作者米の比重はたつたの1%にすぎなかつたではないか、と著者は反論する。ところでこの1%とは、販売米から買戻し米を差し引いた純販売米の比率のことである。だが、そもそも市場における諸商品のシェアと競争を問題とするのであれば——またそれが問題とされるべきであるが——、やはり買戻し量を差し引く前の販売量をとるべきであろう。しかもそれらは、たんに一時的・偶然的にはなく、生産過程の最奥からする必要性に基づいて、まぎれもな



く商品として市場に登場しているのであるから。そうすると著者の計算によれば、昭和初年の販売比率は、地主米三七%、自作者米五〇%、小作者米一三%になる(第三三三三三表)。小作者米の比重は決して無視できるようなものではなく、自作者米と併せた生産者米は六三%に及び、逆に、地主米の「圧倒的優位」の方があやうくなる。

たしかに、この一三%の多くは「窮迫販売」的な側面を多分にもつていよう。だがそれは、彼らの商品生産Ⅱ販売者としての登場を認めたらうで、まさに彼らの「商品保護者」としての地位の弱さに規定された、競争上の弱さの問題として、競争論的に処理されるべきものであらう。

小作者の立場に立った場合、論理がこのような方向に動くことが確認されれば、現実にもかかる動きが明確化してきた大正中期以降について、なおⅡ〇を導き出す著者の克明な計算方法についても若干の疑念をいだかざるをえない。だがこの点については、既に梶井功氏の詳細な批判がある。氏は、第一に費用から副収入をさしひくべきである。第二に反収を全国平均にひきさげる場合には、反収と費用の高い相関度からして、費用も相応に割りびくべきである。第三に勸銀調査の小作料率は高すぎるとして、費用から副収入をさしひき、生産費調査小作料率をそのまま用いて、全国平均反収の場合の米価カヴァー率

を修正計算し、一九二二―二九年の八年間の平均カヴァー率を、 $C+0.43V$ とはじく。<sup>(8)</sup>

この  $V=0$  と  $V=0.43$  の差は、あえていえば範疇的な差だとさえいえる。そこで梶井氏の批判点をみてみよう。まず第一点は、原則的に認めてよい。副産物は戦時体制に入るまで費用の一―二割に相当したから、この修正は大きい。第二点については、梶井氏もその現実的配慮は困難だとしている。第三点では、これは逆に低すぎるくらいがあるが、この間、生産費調査の小作料は裏作込みであったから、その面からは米生産費としては高すぎるともいえよう。

このように推計には困難な点が多いが、以上のかぎりでは、平均経営の事態は、むしろ梶井氏の計算結果に、より近かったと結論できる。農家経営単位での暉峻氏の認識もそちらを支持している。要するに、著者が統計的に実証しようとする大正中期以降については、理論的にも統計的にも、 $V$ を0とする段階を既に脱していた、とすべきであらう。その限りでは先の範式も、その両側を現物経済によって色濃くおわれていたという限定つきであれば、一定の現実的妥当性をもつものといえよう。

(五) となると、著者の論理は、著者が統計的に実証しようとしたよりも前の段階、すなわち地主制展開期にこそ、よりよく

あてはまるものといえる。

だが、その説明には、一種の二元論がつきまといわざるをえない。しかもそれは著者の方法自体に深く根ざすものなのである。

すなわち、第一の論理は、一般理論から出発して、商品生産Ⅱ価値規定の存在を前提したうえで、その実現の水準が商品保護者の有無やその性格によって異なる、とするものであり（そこからは三四六頁のように、地主も一応は商品保護者とされる）、第二の論理は、日本の現実から出発して、小作料取扱は、直接的な賃納関係であるから、そこにはそもそも商品生産Ⅱ価値規定なるものが存在しない、とするものである。ここで、第二の論理は、第一の論理の前提（商品生産）それ自体を否定し、その空論性をつけているわけだから、そちらの方を最終的な結論とするのであれば、第一の論理は最初から不用ということになろう。それとともに「商品保護者」もいらなくなってしまう（もちろん、対比としての意味はあるが）。

なぜそうなってしまったのか。それは著者が、「商品保護者」を、まず『資本論』の交換過程論をエンゲルス流の単純商品生産社会（第三部補遺）に擬したうえで、そこから商品生産者と同義のものとして折出したからである。商品保護者Ⅱ商品生産者となれば、前者がいなければ後者はおろか、商品生産Ⅱ価値

規定もないことになってしまふ。

しかし私は、このような「商品保護者」の設定の仕方は、「商品保護者」という名のもとに本書が提起したものの理論的意義をむしろ殺してしまうものだと思う。

私的所有と社会的分業をこととする社会においては、労働の生産物は、交換を通じて、それを使用価値として要する者の手に譲渡される限り、商品形態Ⅱ価値形態を受けとる。地主米といえども、かかる経路をへて現実に商品形態をうけとっている以上、やはり商品として認めたい（四三三頁）、その「商品保護者」・地主の極めて特殊な性格に着目したほうが、要するに第一の論理を一貫させたほうが、より説得的ではないか。著者が「商品保護者」の名を借りていいたかったことは、生産主体がその生産物を販売する場合と、たんなる所有主体が所有物を販売する場合とは、その価値実現の機構と水準が大きく異なる、ということであり、だとすればそこから直ちに繰てを「商品」・「商品保護者」の有無に還元する必要はかならずしもなかったといえる。

そして、地主米も商品・価値形態をとる以上、 $C \cdot V \cdot M$ の価値構成をもつことはいうまでもない。マルクスは、生産物価値を「生産物の比例配分的諸部分」で表示できるとしたが、ここでは地主取り前 $M_1$ が「剰余生産物」として剰余価値部分に

相当するわけである(『資本論』第一部七章)。

ところで著者は、この $W_2$ は「無償」で買がせた「ただのもの」だから無価値規定だという<sup>(10)</sup>。だが剰余価値とは、そもそもその取得者にとって要費せざる「ただのもの」だからこそ、剰余価値たりうるのである(そのために資本 $(C+V)$ を投下したではないか、というのは資本家の言い分にすぎない)。しかし「ただ」だから剰余価値は無価値だといってしまえば、それはおかしいだろう。そのおかしさは、社会的(総資本)再生産の視点からする本源的費用 $\parallel$ 価値概念と個別諸資本再生産の視点からする費用概念(著者の言葉でいえば「生産物」)としての再生産費と生産者にとつての再生産費(三〇三頁)の混同である。地主米が「ただ」だというのは後者の視点からするものにほかならない。

だから、地主米も商品として流通するからには、価値物として $\frac{C+V+M}{W_1}$ なる価値構成の形式をもつ。いま地主販売価格を $P_1$ とすれば、 $M=P_1 \times W_1$ であるから、 $V$ が確保されると仮定した場合の地主米価 $P_2$ は、

$$P_2 = \frac{C+V+P_1 W_1}{W_2}$$

となり、その時の小作「生産費」 $K$ は、

$$K = \frac{C+V}{W_2 - W_1}$$

となる( $P_1=P_2$ とすれば $\frac{C+V}{W_2 - W_1}$ が導出される)。

いま試みに一九二五年を例にとつて、さきの梶井方式で計算してみると次のようになる( $P_1$ は、地主の現実の販売価格をとるのがよいが、ここではあえてマーシン分だけ高い深川正米市場月平均の年平均値四一・五三円で代用した)。

$$P_1 = 10.91C + 13.89V + 18.44M = 43.21H$$

$$P_2 = 10.91C + 11.21V + 18.44M = 41.53H$$

$$K = 19.63C + 24.98V = 44.60H$$

したがって $P_1$ および小作庭先米価によるカヴァー率は各々、 $C+0.88V$ 、 $C+0.72V$ 。

となる。これが、四四%の高小作料率の存在によって、消費者には余りに高く、生産者には余りに低い米価の実態である。

なぜこのような二重の米価問題が発生するのか。そこにこそ敏前の米価論の真の階級的課題があった、と私は思うし、さらにそれを解く鍵は、高率小作料、それと裏腹な農民の自家労働評価の定着度のたち遅れにあったと思うが、それは既に本書の課題からはそれることなので二にゆずり、ここでは著者の米価決定論に即してもなお残るひとつの問題点にふれるにとどめよう。

すなわち著者は、小作者の生産費中の $C$ がまがりなりにも米

佃によって確保されているのはなぜか（すなわち、なぜ米佃が

なりえない。

小作者C水準に定まるのか）を問ひ、それは「地主費用」が「供給価格」として作用しているからだと答える。だが、ここで、米佃で確保されるのは小作（取り前）基準のCであり、米佃を規定するとされるのは地主（取り前）基準のCである。要するに著者は、地主C↓地主米佃↓小作庭先米佃↓小作C確保、

著者の論旨からすれば、生産者の利潤はおろか、Vすらみとめない超「低米佃」であること、そしてその原因が理論的・実証的に確認されれば足りることであつて、あえて地主費用説をもちだす必要はなかつたのではないか。

といったのであろう。だが、著者がいっしょくたにしている小作庭先価格と地主販売価格の開差をおくとしても、全く性格と基準の異なる二つのCが量的に一致しうる必然性はどこにも

(六) 以上、寄生地主制下の「費用価格」の理論と実証に即して検討を加えてきたが、批判に急のあまり論理が錯綜したので、このへんで若干整理してみよう。

ないのである。事実、一九二二年について、著者が計上する地主Cは一八円、時に米佃Cは三五円であつたから、その差は一七円になる。これは、流通マージンを考慮に入ればほぼ五と六分で計算した「土地価格利子」にみあうものといえよう。

このことは、米佃がたまたま地主利回り（地主採算）にみあつていて、ということを物語るにすぎない。地主的土地所有がその所有を資本所有に擬し、資本利子と比較しつつ経済行動していたことは周知の通りである。地主制は、この利が回る限り

私に本書の大きな意義を以下の点にみる。すなわち、従来あまりにあらさまなためにかえて等閑視されたりしたものある小作料現物形態の含蓄に十分着目し、それが商品生産一般や費用価格一般をもっては律しえないことを明らかにしたこと、である。具体的には、小作生産費を大きく下回る低米佃の根底に、小作農（生産者）の商品生産者化の弱さ、それと裏腹に、生産者としての「絶対的制限」の制約を受けない寄生地主が販売主体として大きな比重を占めた、という事情があることを理論的・実証的にえぐりだした点、である。

で展開し、回らなくなるとともに凋落に向かつた。それは独立変数ではないのである。そもそも理論的に、生産の支出ならともかく地主費用一般なり、土地価格利子なりは、地主にとって価格から回収されるべきものであつても、価格の規定要因には

にもかかわらず、私は本書を読み進めるうえで、どうしても一定の組み替え作業をせざるをえなかつた。批判、というよりもそれが(四)、(五)の趣旨である。それを一口にいえば、(四)では小作者の商品生産者の契機を、(五)では地主米・地主の「商品」・

「商品保護者」的契機を全面否定すべきではなく、それなりに入れて考えるべきである、ということである。

つまるところ、それは、著者の寄生地主制理解——改革後を純粹資本主義論とすれば、純粹封建制論とでもいうべき——そのものに対する疑問であつたといえる。つまり本書が前提としていた表象そのものへの疑問である（そして、分析のメスとしての純粹商品生産と、対象としてのこのあまりに封建的な生産関係のギャップが、絶えず読む者を苦しめるのである）。だが、その問題に正面から取り組む用意もないので（二）（五）を参照）、本稿では、最後に、その重要な環をなす高率小作料の理解についてふれるにとどめる。

すなわち著者は、小作料の高率性がその現物形態を必要ならしめたという通説に対して、逆に、小作料の「高率性も現物形態の派生物」（五〇一頁）<sup>(12)</sup> だとして、寄生地主制の全秘密を現物納形態に還元するその立場を一貫させている。だが、なぜこのような規定関係が成立するのかについては、必ずしも明確ではない。そこで、著者の論理をふりかえりつつ、その点を推測すれば

- (1) 現物地代の生産は非商品生産
- (2) 非商品生産では、労働は価値に結実せず
- (3) このメロの生産費が低米価を規定

(4) 右の計算貨幣によるメロを現物形態にひきなおせば、飯米すら残さない小作取り前の低さによって高地代が発生する、

ということになる。だが、これでは小作農の再生産がそもそも不可能であろう。

他方、著者は小作取り前に販売余剰がない場合（地租改正検査例・第二則）について、この「小作取前（現物）」で彼らの彼らなりの生産と生活を再生産しているものとすれば、擬制的な意味で  $C+V$  が確保、実現している（三〇〇頁）としている。となると、さきの推測は、自給的色彩の濃い小作取り前を全部貨幣化したと仮定すれば、（低米価によって）生産費の  $V$  が全く実現しないということ、要するに「商品生産」の論理を否定的媒介とした、現実の解釈にすぎなかったことがわかる。それに対して引用文は、自給経済下の再生産の事実の指摘である。

著者は、つづけて、この現物の  $C+V$  は「生産物総量の地主と小作との間の取前の量、したがって、その比率の決定に対しては規定的条件」になるといふ。つまり著者にあつても、現物経済段階的な小作農の伝来的生活水準こそが高額小作料を可能ならしめたのであり、むしろ小作料現物形態はそのような関係を維持するためのものだった、といえないだろうか。高地代を可能ならしめる現物の  $C+V$  が、「小作料が販売される場合の

価格形成に対しては論理的に関係をもたない」とすれば、逆もまた正しいであろう。

さらに著者は、販売余剰が出てきた時にはじめて小作者もまた「価格」とかわかるようになるとするが、その時には既に、高率地代を所与としたうえで、生産費と価格の問題になるわけである(三〇二頁)。すなわち、地主取り前  $M_1$  が多いほど生産

費  $C+V$  が割高になる(三〇二頁)。

そもそも著者が、たんなる地代の高低ではなく、農産物の価格形成機構こそが問題だとして、商品生産の論理を基準として、現実を裁断しようという方法をとった時、その基準としての商品形態との対比で、小作料の現物形態がライトをあげることにしたのである。本書における現物形態の意義は、それ以上でもそれ以下でもない。そこでは、搾取度の問題は前提としたうえで、その高き生産費が価格に反映しないのはなぜか、逆にいえば米価が生産費に比べてかくも割安なのはなぜか、が追求されてきたのである。このような意味でも寄生地主制下の生産関係の総体は、本書のむしろ前提なのである。

ともあれ、著者は、このような現物形態を重視する視点から農地改革を再評価し、さらに直接生産者が商品保護者になりえた改革後の段階の、農民層分解・資本形成の「内在的論理」の展開を追求する。本書の表題は、ある意味では改革後にこそふ

さわしいものであるが、戦前を対象とした小稿では、その検討は略させていただく。

注(1) 木村和三郎『米穀流通費用の研究』(日本学術振興

会、昭和十一年)一二、二〇頁。なお守屋典郎『日本マルクス主義理論の形成と発展』(青木書店、昭和四二年)三三三頁も参照のこと。

(2) 加用信文「米生産費に於ける地代の問題」『帝國農会報』第三〇巻第二号、昭和十五年。

(3) 磯辺俊彦「論評——『小農経済の理論と展開』」『農林図書資料月報』昭和四六年六月号。

(4) たとえば陣峻衆三「農産物価格論」(近藤康男編『農業経済研究入門 新版』、東大出版会、昭和四一年所収)。

(5) 昭和四年までは、稲作小作料は裏作込みなので、裏作は計算上丸まる小作の手取りとなる。

(6) といえ小作者も階層分化していたのだから一率一%というわけではない。同じことは地主についてもいえる。

(7) 著者は、「窮迫販売」は「市場と市場価格を前提」するものであって、その規定要因ではなく、買戻し量によって「量的に相殺された部分こそ市場規定要因」だとしているが(三六一〜二頁)、そもそも小作庭先市場(価格)と地主販売市場(価格)とは格差をもって

重畳していたのであり、純販売量をとったからといって事情が変わるわけではない。むしろ著者は、生産費調査の小作庭先価格が自作・自作のそれとほとんどかわらないところをみると、上層のそれと違って、より窮迫の度の強い平均経営からすれば高目なはずだ、という点を強調した方がよい。

だが、二とのかかわりでいえば、小作農の商品保護者としての性格、その強弱は、彼らがその段階の分解を通じていかなる性格の労働市場と結びつきうるか、すなわち、いかなる労働者にどの程度なりうるかに、より大きくかかっていたといえる。

(8) 梶井功「書評——『小農経済の理論と展開』(『土地制度史学』第五三三号、昭和四六年)。

(9) 「この棉花の廃物化は糸の生産のひとつの条件なのである。それだからこそ、それはその価値を糸にひきわたすのである。(中略)少なくとも、これらの排世物が再び新たな生産条件に、したがってまた新たな使用価値にならないかぎりでは、そういえるのである(『マルクス』『資本論』第一巻、青木書店版邦訳三六九頁、ただし引用文は大月書店版による)。

この前半の文章にみあうのが花田計算、後半の文章にみあうのが、大正一四年以降の米生産費調査の石当たり生産費計算、および梶井計算である。なお副産物

の取り扱いの経緯については、石橋幸雄『農産物生産費計算』(東京明文堂、昭和三五年)一九六―二〇〇頁を参照。

(10) なお著者は、「剰余価値は超過生産物において自らを表示するとはいえず、その逆に生産物の分量の単なる増加という意味での超過生産物が剰余価値を表示するわけではない。それは価値のマイナスを表示しうる」というマルクスの言葉を引用して、「剰余生産物であることとそれが剰余価値であることは必ずしも同一ではない」という結論をひきだしている(三〇〇頁)。価値と使用価値はちがうといった当り前のことをいうのでなければ、剰余生産物であっても剰余価値でない場合がある、と著者はいいたいのであろう。しかし、ここでマルクスは、使用価値量の増加即剰余ではないし、また使用価値(剰余生産物)量の増加が即価値(剰余価値)量の増加ではない、生産力の発展によって増えも減りもするのだ、といっているにすぎない。

(11) 本書では土地価格利子を除いた「地主費用」を考えているようであるが、参照論文では「地主」「生産費」の圧倒的部分は土地価格利子」としている。地主費用説は著者においても十分に定着していないようである。(12) となると、小作料金納化ではなく小作料減免をもとめた小作運動は「見当ちがい」だったことになる。

農地改革による自作農創設の意義もまた微妙である  
(五〇一頁)。

## 二 暉峻著書——「費用価格」漸次形成説

(一) 本書は、「明治維新期からこんにちまでのほぼ一世紀におよぶ日本の農業問題を」(三二九頁)「日本資本主義の各発展段階との関連でとらえ」(一頁)、「それぞれの段階に階級的諸矛盾がどのようなものとして構成されたのか、そして労働者階級と農民のおかれた状況、そこにおける闘いと運動はどのようなものとしてあったのかという問いかけをつねに基底におきながら分析」(三三〇頁)しようとするものである。

上巻では、さしあたり維新期から昭和恐慌期前夜までがあつかわれるが、この時期には「地主と小作農民のあいだのすどい階級的矛盾・対立関係が基軸となつて農業問題が構成された」(三三頁)ので、本巻の照準もそこに定められる。

分析・叙述の方法は、ほぼ次の五点にまとめられよう(序説)。  
(1) 日本資本主義の資本蓄積Ⅱ資本・賃労働関係の段階的発展を分析の基底にする。

(2) その資本蓄積が都市と農村にまたがって喚起する労働市場と、そこに形成される労賃水準をとくに重視する。

(3) この資本主義と労働市場の展開にまきこまれるにつれて、

商品経済諸関係が小作農の「生産手段と農民労働力の再生産」(四頁)の規定的要因になつてゆく過程を、「C」と「V」の形成過程として把握する。

(4) 小作農が、この「C」と「V」の形成をふまえ、さらにそれをより多く確保するために、小作争義(なかならずく減免要求)にたちあがってゆく全プロセスを追求する。

(5) 各段階の農民層分解や農業政策の特徴も、以上との関連で解明する。

以下、第一章 維新期(明治二〇年頃まで)、第二章 体制的確立期(明治二、三〇年代)、第三章 移行期(日露戦争Ⅰ第一次大戦)、第四章 独占段階(第一次大戦Ⅰ昭和恐慌前)、という段階Ⅱ章別区分にしたがつて、その内容を要約する。

(二) 第一章では、全展開の基点をすえるものとして、原著過程で創出された土地所有の性格規定に力点がおかれる。

明治維新は「商品経済展開に対する制度上の障害」を除去し、「商品所有・資本所有がみずから貫徹するための法的装置」を創出し、上から権力によつて資本制生産を創出・育成していったが、なかならずく地租改正は、かかる「総過程のいわば礎石として」私的土地所有権すなわち近代的土地所有権の「法認」を行なつた(四七頁)。そこに「歴史的に革命的」(四九頁)な意義がある。



だが、土地所有の性格は法的にのみならず、「さらにそれが現実にとどのような生産関係をふまえているのかという点からも解明されねばならない」(五〇頁)。その際この地主的土地所有が「維新期の本源的蓄積の過程で本格的展開の契機を与えられた」(三頁)からには、それはこの段階の労働市場の性格と「相互规定的」(五二頁)であるとしなければならぬ。

すなわち、産業資本の自立的発展が著しく立ち遅れていた維新期にあっては、農家労働力なかならず男子が工場労働者化するチャンスは微々たるものにすぎず、たかだか女工出稼ぎがみられたにすぎない。したがって貧窮農民層から排出される膨大な出稼ぎ労働者の大部分は、豪農層を中心に形成される農業雇用市場に年雇形態で吸収されたわけだが、その労働条件は低劣極まる現物給付的報酬と債務奴隷的な人格的従属という「前近代」・「半封建的」性格をもっていた。この段階には、かかる農業部門の劣悪な条件が非農業部門をも規定しており、総じてこれら被傭労働者の劣悪な雇用条件が「貧窮した零細経営農民、なかならず債務奴隷化した小作農民の劣悪な就業条件と相互规定的関係」(五四頁)にあり、その土地所有の性格を「近代的」・「半封建的」たらしめた。

すなわち、自然経済の優位する低い生産力段階と身分階層関係を残す村落共同体に包摂された土地所有は、「それだけで」

その伝来的性格、すなわち「前近代的」・「半封建的」性格を示す(五八頁)が、とくに地主的土地所有の場合には、債務奴隷制的な人格的従属、生産過程への地主の介入、減免制と結合した高額現物小作料、小作契約の非定量性といった「前近代的」・「半封建的」性格が「さらに加重」されるのである(六〇頁)。かくしてこの土地所有は、封建的土地所有と資本主義的土地所有との間に介在する「過渡的存在形態の一つと規定される」(六一頁)。

この土地所有のもとで、高額小作料や土地抵当金融に基づく地主資金が、一方では地主的土地所有それ自体の拡大再生産にむけられるとともに、他方では地租を財源とする財政にテコ入れされつつ、商人・金貸し資本ともども急速に産業資本に転化していった。かくして地主的土地所有は、日本資本主義の循環再生産の一環に組み込まれつつ(三八頁)、天皇制国家体制の「階級的支柱」のひとつに定置されていった。

第二章の産業資本確立期には「特有な構造」をもった「日本資本主義の原型」が構成されるが、この「原型における農業問題の構造をあきらかにすること」(七四頁)こそ、この章の課題である。

資本による賃労働の実質的包摂、とくに衣料部門における産業資本の制覇と資本による機械生産の掌握の基点がえられた

ことをもって、資本主義が体制的に確立したといえるが、そこに打ちだされる日本資本主義の「構造的的特殊性Ⅱ型」は、「畸型的性格、いちじるしい後進性とその反面としての早熟性、兩者の密接な結合として総括できる」(七八頁)。

それは労働市場の構成にも反映し、全工場労働者の六三%が女子、なかんずく出稼ぎ女工によって占められ、重化学工業の男子労働者の形成はよわく、しかもその多くは旧職人層や企業間移動によって満たされ、農家労働力の吸収は微々たるものだった。そして前期と同じく、労働者全体を「農業日雇・人夫日雇」と同一範疇的な劣悪労働報酬と『前近代的』・『半封建的』労働関係が支配し、彼らは「総体として、『下層社会』Ⅱ貧民を構成した」(八七頁)。

他方、産業資本の展開は、農民層を「両極分化」(九四頁)させ、それをふまえて「旧型富農が一定の成長をとげる」(九六頁)とともに、食糧増産政策・米価堅調・地租軽減といった状況のもとで土地利回りは確実に高まり、地主制は「繁栄を誇り」(一二二頁)、彼らの「農業内集積と農業外集積の二者併進」がみられた(九七頁)のもこの期の特徴だった。

このもとで地主層は、権力の手をかりて基盤整備を進めるとともに、多労多肥技術によって生産力を高め、その成果を小作料増徴としてかりとろうとして、肥料前貸しによって小作人に

金肥施用を強要してきた。かくして、まだ自給肥料が八〇九割を占めるとはいえ、費用価格の「C」部分が「金肥に代表されつつ、零細農民経営を再生産するうえでの一基準としてこの段階に全般的に登場し」(一二三頁)た。そしてその元利回取のために小作取り前を増やそうとする小作人と、「肥料増徴や土地改良事業による農業生産力増大を理由に、小作料増徴をせまってくる地主とのあいだで 矛盾がようやくくさるようになった」とがこの段階の特徴である」(一二二頁)。

それでは「V」の方はどうか。先のような労働市場の構成のもとで、紡績工業を中心に農家子女が出稼ぎ的に大量雇用されていたが、その雇用関係は劣悪であり、とくに農家の主幹的労働力たる男子は相変わらず農業労働市場との結合が強く、そこには原蓄期とさして変わらぬ「前近代的」、「半封建的」労働条件が色こく残存し、それはまた男子の一部が吸収される「雑業層」市場をも規定していた(一一六頁)。そして「農家労働力が結合する労働市場の構造・性格が右のごとくであったとすれば、それは農民経営の再生産条件にも相応に反映せざるをえ」ず、『V』形成は依然として稀薄にならざるをえ」なかった(一一七頁)。それは、労働市場の展開がより遅れた東北において、小作農の農業所得が農業日雇賃金すら下回る度合が関西よりも著しいという点にも現われている(一二二～三頁)。

農村における階級矛盾は「発火点にたっししながらも　まだ　がいして全般的におだやかで『平和』な外皮によってつまれているかにみえた」(二二五頁)のである。

第三章は、独占段階への移行期として、「次章に対する序章的位置づけ」(二二七頁)を与えられる。すなわちこの時期には、日本資本主義が「あたらしい発展段階に到達し」、「社会の基部で既成秩序の動揺が感ぜられ」始めた(二二八頁)。重化学工業、そのなかでの民需・民間企業の比重が増し、「生産手段生産部門の本格的確立」が展望され、財閥資本もこの分野に進出しつつ金融資本化していった。労働市場においても、紡織工業労働者がまだ過半を占めているとはいえ、重化学工業労働者の比重が増大しはじめ、そこには企業内昇進制度が採用され、彼らは「下層社会」からはい上がるようになり、総じて「労働者内部の賃銀や労働条件の重層化が生成」(二四六頁)しはじめた。

とくに鉄道網の発達に著しく、労働力を流動化させつつ国内市場を深化させるとともに、米穀市場の「近代化」をうながし、ここに米穀検査・「地主主導の産米改良運動」(一五八頁)が開始され、それによる「小作農の負担増をその重要な契機」(一七五頁)として小作争議が各地におこる。あたかもこの時、「勤儉貯蓄組合」等による地主のおしつけのもとで、金肥施用が前段階に比べて倍化し、あらたに肥料独占資本による収奪が加重

されて、小作農の債務奴隷化が促進されたが、そこに「この段階の特色があった」(一六一―三頁)。

「V」をめぐる状況にも変化のきざしが見えはじめた。すなわち、労働市場の新たな展開のもとで、農業出稼ぎの後退と都市・工業出稼ぎの増大がみられ、男子の都市出稼ぎは、大部分が「雑業層」に吸収されていったものの、一部の者は重化学工業に直接雇用されるようになった。このような農村労働力の都市流出は、旧型富農・地主手作経営の解体を促し、農村では季節雇・日雇の比重が増すとともに、その賃金も伝来的水準から脱却しはじめた。そして、農民間でこのような日雇労働力を雇い雇われる関係が強まるにつれて、自家労働を「自家労賃」 $V_2$ として評価し、それを「零細農民経営の再生産の基準」として確保しようとする要求が、当面は日雇賃金への均衡化をめざしてはあれ、強まってきた。

この「費用価格」要求をめぐって農村の階級対立は一段と強まり、各地に争議の発生をみるようになり、地主採算はようやく悪化しはじめ、地主資金が農外投資・植民地投資へ向かう傾向が強まった。

第四章は、今までの動向が全面開花するとともに、その限界が露呈する時期でもあり、その敘述は本書の半分弱を占めている。

重化学工業化は前段階をはるかにしのいで進展し、財閥をはじめとする「近代的」独占が多数の中小企業を支配系列に組み入れつつ国内体制を確立するとともに、帝国主義国としても完成していった。とくに第一次大戦は重化学工業を中心に労働力需要を急増させたが、同時に都市雑業層が重要な就業部面・過剩人口の滞留場として登場してきたのがこの段階の大きな特徴である(二〇一頁)。かくして独占段階の確立にみあって、重化学工業大経営・中小企業・都市雑業層といった「労働者階級内部での労働賃銀と労働条件の格差」が確立し拡大していった(二〇三頁)。

大戦中にはとくに農村の階級矛盾が鋭化した。が、「はしめての全国的な大衆蜂起である米騒動」においても「農村と農民はけつして軽視することのできない地位を占めていた」(二三三頁)。すなわち農村では、窮乏化した農民階級における「日稼半プロ層主導の、米の廉売と寄付要求という米騒動の本流をなす闘いと、小作中農主導の小作料減免要求の闘いとが合流して、都市部にもまして「直接的に階級闘争の性格をつよくおび」た(二二六頁)。とくに貧農・半プロといった下層農の積極的な闘争参加をみたことは大戦期の大きな特徴である(二二八頁)。

つづく戦後恐慌後の農村は全面対決の様相をおびてくる。そ

の「根拠」(二三九頁)となる「費用価格」の状況についてみると、まず「C」では依然として肥料が中心をなすが、「大戦以降、一般に金肥に主導されて投下肥料が大幅に増大し、金肥割合が急速に高まった」(二四二頁)。とくに下層農・小作農のそれにはみるべきものがあり、彼らの「商業的農業の一定の前進がみられた」(二四二頁)。

しかし、この段階の特徴がつよく現われ、それゆえ基本「争点」(二六八頁)を成したのは「V」である。そこで著者は、農家の流出労働力と労働市場の結合のしかたを、東・西日本別、貧農・中農別、新規卒者・長短期出稼者別に詳細に検討し、東日本では農業・農村市場との結合が強く、また農家総数の増大がみられ、全体として明治期的な構造が保持されていたが、西日本では、新規卒者は「資本主義と都市が喚起する労働市場に強く吸収され」、とくに教育程度の高い中農層の子弟の一部は独占的大経営に雇用され、長期出稼者も農家との結合をうすめた形で、都市雑業層への非還流的な流出を増大させていったことを析出する。

こうして体制的確立期(第三章)における農家労働力と労働市場の連結構造、そのもとの「出稼ぎ型」賃労働者化の基盤は、「いまや漸次ほりくすされ」てきた(二五四頁)。そして都市雑業層への脱農流出が進むなかで、「農業労働報酬の賃銀化

と、『雑業層』賃金にひきつけられる形での農業雇用労賃の上昇が進行し、都市的・資本主義的労働市場「なかんずく農家労働力が主として結合する『雑業層』の労働賃銀が逆に農業賃銀を規定するようになってきた」(二六二頁)。そしてこの上昇しつつある農業日雇賃金「零細農民経営の再生産にさいして要求される家族労働報酬の最低限の基準とされるという関係が一段とつよめられ」(二六三頁)、『V』評価が争議の基本「争点」となっていた(二六八頁)。

このような「費用価格」要求を根拠として、当時小商品生産者化しつつあった小作中農・貧農上層を指導者とする小作運動が全国段階にまで結集し、地主が村落におろしていた支配の根を断ち切りつつ、小作料減免を勝ち取っていった。それは「前近代的」・「半封建的」地主的土地所有の基盤を徐々に掘りくずしつつ、小作農の農業所得を「労働者階級の底辺である『雑業層』賃銀にひきつけられる農業日雇賃銀にほぼ均衡化」させ(二七三頁)、その先端には「小作前進」をもたらし、それはいわゆる「中農標準化傾向」の一端につらなっていた。

しかし体制側の政策(自創法・産業組合法・小作調停法等)が、彼らの商品生産者の側面をたくみにつかむなかで、これらの指導層の一部の「運動からの離脱、彼らの支配体制への傾斜があらわれて」くる(二七四頁)。だが地主側の反攻が強まると

ともに「昭和に入ってから西日本の農村」における小作運動は、大正期の高揚時に対比するならば、がいてより下層の小作農民を指導層とし、より下層の小作農民のエネルギーをくみとりつつ、階級闘争としてはよりするどい内容をもって展開されていくこととなる(二七七頁)。

(三) 以上は、本書の骨格部分を中心とする荒い要約にすぎないが、それでも本書が一貫した方法にもとづく体系的な敘述であることを感知しうるであろう。とくに全構造的な把握をめざすことによって、本書は、農業問題の体系的敘述たるにとどまらず、農業問題に力点をおいた一個の日本資本主義論にもなっているといえる。そのことは同時に、一定の視角からする従来の研究史の総括としての意義を併せ持っていることを意味する。

ここで著者の論理をあえてシエマ化すれば、

蓄積→金肥施用・労働市場との結合→C+V形成→減免要求、これらのプロセスの段階的特徴の追求——ということになり、その結論を一言にいえば、産業資本段階に萌芽した「C」要求が移行期にはいって本格化し、その移行期にめばえはじめた「V」要求が独占段階には一段と高まり、かくして「C+V」要求として地主と全面対決するに至る、ということになる。この結論は「V」形成に限っていえば、先の花田氏の地主制展開

期で、 $\Pi$ 、地主制没落期V萌芽という結論とも量的評価の相違はあれ、方向として一致している。

本書の史的分析を確固たるものにして居るのは、その蓄積論的な見地であり、またその分析の有効性は、「費用価格」論と労働市場論というトウールの設定に依るところが大きいといえる。<sup>(1)</sup>

ところで、「費用価格」論といつても、著者のそれは、その形成過程を追求するための概念装置であり、たとえば花田氏が全巻をあげて批判の対象とした、マルクス費用価格論の無媒介的適用論とは異なるものといつてよい。ここで「C」といふ「V」といふも、それがCなりVなりの擬制概念である以上、直接には商品経済部分(G-W-G)に関するものであり、それが漸次自給部分(W, P, W)にも浸透し、適用されてゆくものと理解してよからう。そこから商品経済化の契機としての金肥施用と現金家計費支出とが特に注目されることになるのである。

また最近の労働市場論の研究成果を吸収・補強した敘述は、本書の大きな特徴になっている。が、そこに若干の問題がないわけではない。たとえば維新期の労働市場の構成について、「この時期において量的に男子労働者の中心をなすものは、工場の職工及び徒弟ではなく、工場における傭人」日雇労働者、

飯山における抗夫、土木建築業における職人及び土方人足の類」であり、「かかる労働者を併せ考えれば、労働者総数において男子は女子より高い比率を占めていたと見なさるべきである」という関係が事実上みおとされているようである。だが、これらの労働者が因人労働に補完されつつ飯場制度・納屋制度のもとに最劣悪な労働を強いられていたことはいうまでもなく、それらをふまえることによって、著者の「前近代」・「半封建的」雇用関係説もよりよく実証されたのではないか。

だがむしろ問題は、蓄積論を労働市場論に具体化するということ、まさにそのことによって生じる労働市場論の限界性をどのよう

にふまえるか、という点にある。

ひとつは労働者や農民の諸労働報酬の規定関係の問題である。著者は、結局のところ、農家労働力が農業内外の労働市場と結合することを通じて、その賃銀・報酬水準が農業所得に反映するものにとらえているようであるが、その反映の経路が必ずしも直線的ではないことは、高度成長期のトウトウたる労働力流出が、それ自体農業所得の向上につながるものではなかった、というひとつにも明らかである。結局、反映の程度(自家労働評価の価格・所得への定着度)は、農業の核所得者が結合可能な労働市場の質、そしてその結合可能性を現実反映させる農業内の足がかりのいかんにかかってくるわけだが、著者は

その足がかりのひとつを小作争議にもとめたものと理解される。

しかし以上の反映関係は、あれこれの労働報酬の水準を窮極的に規定しているものが何か、を語るものではない。

例えば著者は、維新时期について（体制的確立期も基本的には同じ）、①農業（年雇）労働報酬（現物給付中心）が工業賃銀を規定し、②これら被傭労働者の雇用・労働条件が小作農の就業条件と相互規定的である、とおさえ、①については『紡績懐旧談』等に見られる賃銀決定事情（七一頁の注七七）を、②については貧窮農家から出た単身労働力が豪農に年雇として雇われ、労働者としての自立的世代再生産のかなわぬまま、その豪農の小作人に転化してゆくというライフ・サイクル（七〇頁の注七三）の事実をあげている。勤労諸階層の状況を、たんに賃銀・所得の問題にわい小化することなく、彼らをとりにまく雇用・労働条件の総体的問題として扱えようとするところにこそ、著者の真摯な問題意識が光っているわけであるが、にもかかわらずその中核をなすのはやはり労働報酬の問題だととらえた場合、さきの①、②の関係を最も基底的に作用しているものが何か、という点については必ずしもはっきりしない面が残る。

一国における「労働力の価値規定」は、「ことにまた、主として、自由な労働者の階級がどのような条件のもとで、したが

ってどのような習慣や生活要求をもって形成されたか、によって定まるものである」とすれば、原著期における創出労働力の供給母体（農林業のみならず非農林業の雇用増の八〇〜九〇%を占める）<sup>(4)</sup>たる農家の伝来の生活水準、さらに「自由な労働者階級」が特殊「出稼ぎ型」として形成されたとすれば、それすら一段と割り引いた水準こそが、流出労働力の供給価格を規定した、とすべきであろう。それが、著者のいう日本資本主義の「原型」であろうし、またかかる水準への労働者階級の「解放」が、維新変革の性格の集中表現であるともいえよう。

農家労働力が結合する労働市場のあり方との関連で、自家労働評価をみようという著者の正しい方法論は、前者が後者を規定するというア・プリオリな命題などにかえられることなく堅持されるべきである。

独占段階の規定関係にも、やはり若干のあいまいさが残る。

著者は、農業日雇賃金が都市雑業層賃金に「ひきつけられ」、「逆に……規定」（二六二頁）されるようになったとする。しかしこの段階でも、農外雇用増に占める農家労働力の割合は七〇%弱にも達するから、都市雑業層の増加分に対する寄与率は圧倒的であると推測してよからう。とすれば、農家世帯から独立した都市雑業層それ自体の生活と世帯の再生産が一部開始されたとしても、先の「供給価格」の作用は依然として大きかった

のではない。著者が例証のひとつとする第四・二三表あるいは第四・三図の日雇人夫男子と農作業日雇男子の賃金を一九二〇年代について比較してみれば、後者は前者のほぼ七〇%台で推移し、強いていえば、後者の方が向上・下降の振幅が若干大きいといえるだけである(このようなパラレルな関係の成立は産業資本段階からいえそうである)。それに対して他の資本制

部門の賃金はほぼ上昇トレンドをえがいている。もし日雇人夫をもって都市雑業層を代表しうるなら、かかる平行移動から少なくとも「ひきつけ」とか「規定する」とかいった一方的関係をひきださないことはいうまでもない。あるいはここから、農村日雇が絶えず都市雑業層の足をひっぱったと主張することも同じく可能だろう。とすれば以上のことは、農家労働力が、この段階に至って農外労働市場との結合関係を本格的に強めることによつて、独占段階の相対的過剰人口たる都市雑業層とともに、否それよりもさらに一段低い相対的過剰人口として本格的に登場したことを物語るものといえよう。二〇年代の農業日雇賃金上昇も、まさに以上のことによつて、すなわち、一九一五〜二五年代の急速な労働力吸収によつて底辺部そのものが底あげされたことから説明されよう。だからこそ、二七年以降の不況期には最も急速に下落するのである。確かに明治期の構造は変つた。しかしそれは単なる規定方向の逆転ではなく、

「労働の需要供給の法則が運動する背景」として、農家労働力、その流動化部分が本格的に登場し、かかるものとして労働者階級全体を規定する、という関係への変化であろう。かかる見地が著者にみられないわけでは決していないが、下巻の分析にとつてより重要性をますと思われるので、もっと強調されてよかつたのではないか。

労働市場の展開！自家労働評価の上昇というシェーマの無媒介的強調は、たとえば第二・七表(体制的確立期)の解釈(一二三頁)についてもいえる。著者は斎藤万吉調査を再整理しつつ、関西よりも東北の方が、小作農の一日当たり農業所得が農村日雇賃金を下回る度合が大きいことを指摘しつつ、それが労働市場の展開度と相関していると解釈しているが、はたしてそうか。まず著者の計算によると一日当たり人夫賃は東北の方が一貫して高いが、これは著者の論理からして説明しにくいことである。この点は人夫賃計算の不詳な斎藤データから著者の如く再計算するよりも、斎藤著書の二〇五頁の農村「普通労働」を採つた方が無難である。それによれば東北・関西はほぼ同額であるから、一日当たり農業所得の地域格差は絶対額の差ということになる。この差の要因をみるためには、反当計算をさらに一日当たり計算にひきなおして、粗収益とその構成をみればよい。それが次表である。これによれば一八九〇年の農業所得の地域



小作農の1日当たり租収益構成

(単位 錢, %)

	1890年				1908年			
	関	西	東	北	関	西	東	北
粗收益	48 3(100 0)		46 1(100 0)		102 3(100.0)		97.7(100 0)	
物財費	11.1 (22 9)		11 5 (24 9)		23.9 (23.4)		24 8 (25.4)	
小作料	21 6 (44.6)		21.0 (45 6)		43.2 (42.3)		44 6 (45 6)	
純収益	15 7 (32 4)		13.6 (29 5)		35.1 (34 3)		28 4 (29 0)	
普通労働銀	17.0		17.0		39 0		38 0	

差の決定的要因は、租収益そのものの差にあることがわかる(一八九九年の構造も同じ)。そしてその背後には、土地生産性・土地利用率・集約度等を要因とする生産力格差が横たわっていることはいうまでもない。そもそも著者のシエーマが横断分析として有効性を主張しうるのは、このような生産力構造をふまえたうえでのことである。すなわち、いまこの生産力格差を捨象すれば、自家労働評価の高まりが所得となって

によるか、小作料率の引き下げによるかするわけであるが、前者すなわち価格の地域差は位置の差額地代化しやすいので、結局小作料率の引き下げというルートにしろられる。このような動向が一九〇八年には若干作用している(小作料率が、東北では不変だが、関西ではポイント強も低下する)が、それもあくまで生産力格差をふまえたうえでのことであり、しかも独占段階への移行期に入ってから動きとした方が著者の主張にもより整合的だといえよう。

東北・関西の地域差は、著者の文脈の傍流にすぎないし、その限りではどうでもよいのだが、私がいいたいのは、労働市場論のシエーマが有効性を發揮しうるのは、いくつかの基盤Ⅱ前提をふまえてのことだ、ということであり、その例として賃金所得の規定関係と生産力格差の問題を出したまでである。

(四) このように若干の疑点を含むとはいえ、C+V要求を小作争議の「根拠」として把握・追求した著者の論理は高く評価されてよい。そしてさらに、このような「根拠」と争議の具体的契機たる米穀検査・産米改良運動、不作、土地引き上げ等との関連が具体的に追求されたならば、本書の敘述はより迫力あるものになったであろう。

ところで第四・二三表——新潟県白根郷白蓮小作農会が千町歩地主・伊藤家につぎつけた小作損益計算書——には、極言す

れば本巻の全論理が凝集されるとさえいえる。そしてこのような収支計算書をもって組織化や三割減免要求の手段とするやり方は、当時の結成までもない日農さん下にひろまりつつあったのではないか。たとえば福岡でも一九二三年に日農朝倉郡支部が「小作地宅反歩平均収支計算表」を置いて加盟を訴えている。しかし、これらの計算は一体に農具損料などのつめが甘く、それと比較しても白蓮小作農会の切り込みは細かく鋭い。ところでこの計算に採られている反収（二石四斗）も肥料代（一五円）も若干高めのものである。とすればこれは著者が小作運動指導層として指摘する「小作中農ないしは貧農上層」基準の計算と推断できよう。

だがこのことは、同時にひとつの問題をひきおこす。すなわち商品生産者化しつつあったこれらの層に主として担われたC+V要求（あるいはシェーマ）が、小作諸階層のどこまでをよくカバーしうるか、という問題である。著者は、米騒動期に、飯米にも事欠く最も窮乏した小作下層が争議に参加したことを高く評価し、また大正末からの地主反攻・土地取り上げが強まるなかで、右傾化した旧指導層に対して、より下層の方に革命の火を絶やさずの切なる願いをこめるわけであるが、農産物の販売者どころか圧倒的な購買者にもなりかねない彼らにあっては、商品生産者になるためにもまず所有者にならなければなら

ず、したがってその要求もC+V確保のための小作料減免にとどまらず、耕作権確保から土地所有権そのものの要求に進まざるをえない論理を内包しているといえよう（兼業化をおくとすれば）。昭和恐慌期に入れば、地主窮乏による土地取り上げはいよいよ本格化し、争議も小規模・小人数の直接交渉といった死活的様相をおびるわけだからなおさらのことである。またC+V要求によって一層商品生産者化した層も、まさにその面で独占や恐慌の重圧を受けることになる。

著者は、C+V要求に基づく小作争議の限界を、その指導者層の体制内化として把えるが、当時の農民（小作）諸階層構成のもとでは、このような形でC+V要求そのものに限界があったとすべきだろう。それはC+Vシェーマそのものの限界にも通じる。これが、私が上巻を一応完結した著書として採り上げた理由であるとともに、下巻における「より下層の小作農」による「よりするどい内容」の闘争の論理の解明に強く期待するゆえんでもある。

(五) 以上の点は、そもそも対象としての土地所有が、C+Vの上昇による商品経済化によって、漸次的に「近代化」しうるような「過渡的形態」なのかどうか、という問題にもつながってくる。

ここで、実は全論理の起点たる土地所有の性格規定の問題に

たちかえるわけであるが、著者は、従来の論争においてあいまいであった、土地所有の形態（法制）面と実態（生産関係）面をきちんと分けて、それぞれの意義と関連を論じようとする新機軸をうちだしている。

まず法制面からみてゆくと、「土地に対する一人格の私的排他的支配権」の法認にこそ近代的土地所有たることのメルクマールがおかれる。そこからこの「一人格」が隷農層であろうと領主層であろうと、ともかく「排他的支配権」が確定されさえすればよい、したがって領主層の地主化の道もたんなる「封建反動」とはなしえない（四五頁）といった議論がでてくる（明治維新が、ブルジョアの変革であったか否かについて、遂にわれわれは確答を与えられない）。

確かに、私的所有は、資本主義の最奥の基礎であり、私的所有権の確立なしには労働者階級の創出も資本関係の確立もありえない。そしてその私的所有権の基礎に私的土地所有権があることもまた著者のいうとおりである。だがそのこと自体をいくら強調してみても、それは日本資本主義も資本主義である、といったいわば一般性の確認にすぎない。それでも戦前封建制説などに対しては意義のあることかもしれないが、日本資本主義の「構造的特殊性Ⅱ型」を問題にする著者にとっては、課題は、その「型」とのかかわりでいったいいかなる私的土地所有なの

か、を問うことであろう。どうも著者の場合、形態Ⅱ各国資本主義共通（一般）、実体Ⅱ構造的特殊性、といった考えが底流にあるような気がしてならない。だが、実体（土色）が形態（上部構造）を規定するという関係を否定しない以上、かかる理解がゆるされないことはいうまでもない。だから、法制面を云々するのであれば、かかる土地所有が経済的に自己を実現する地主・小作関係の法的表象をも検討した方がよくはないか。その時、著者はたとえば「小作権は一般的にきわめてよわく、いつでも地主の一方的意志にもとずいて土地とりあげがおこなわれた」（五九頁）と指摘するが、借地権がひとたび債権とされれば、あとは「契約自由の原則」の名のもとに力関係が大きく作用したとしても、この「原則」が「近代法の一大支柱」たる以上、その近代性をいささかもうたぐる必要はない、ということになる。だがしかし、本来近代社会において物権たるべき借地権が債権化されて極めて弱い立場におかれ、そのことと正に裏腹に、絶対的なまでの力を権力的に付与・法認されたのが日本私的土地所有権ではないのか。形態面においても一概に「近代的土地所有」一般をもって律しえないゆえんである。

次に著者は実体面に移って、その諸々の「前近代的」・「半封建的」性格を指摘する。花田氏が、「地主米の収取・生産関係」を「社会の一部の他の部分に対する強力的な支配」Ⅱ「経済外

強制」に基づく「直接的な貢納關係」(四二六―二七頁)、要するに封建地代の現物形態段階と割り切つてとらえているのに対し、著者があえて「前」とか「半」とか限定づけたのは、おそらく封建身分制・経済外強制による人格的隷屬關係から、債務奴隸制による人格的隷屬關係へ移つたこと(その身分階層性的村落共同体による補充)を指してのことではなからうか。花田氏のように純粹封建制的にわりきるのももちろん問題であるが、なお、著者が、土地所有が経済的に自己を実現する關係をどのような性格のものとして把握しているのか、いま一步明確でない面が残る。

そして最後に、イギリスの「近代的・資本主義的土地所有」<sup>(10)</sup>と対比して、日本のそれを「前近代的」・「半封建的」土地所有と総括規定するわけであるが、著者の展開に即していえば、むしろイギリスの「近代的(法)・近代的・資本主義的(実体)」に対して、日本の「近代的(法)・前近代的・半封建的(実体)」と規定した方がよくはないか。あえて法の方を除いて実体だけで規定しているのは、先の、形態(法制)∥各国資本主義共通という理解のうえにたつて、その特殊性を示す実体面の方がより重要なのだ、という考えの表明なのかもしれない。だが、土地所有を總体としてどう本質規定すべきかという際に、たんなる形態・実体二重規定にとどまりえないことはもちろんだか、実

体だけの強調に終つてしまつても著者のせつかくの新機軸は生きたいだらう。

法制面と実体面が、相互にからみあいつつも相対的に分裂している日本の現実そのものを素直に認識してかかるべきことは、私がこの著書から得た收穫のひとつである。だから私は、この土地所有を歴史範疇として規定するための鍵は、ほかならぬこの分裂それ自体のなかに、すなわち日本資本主義の原蓄・循環∥再生産を通じて、かかる土地所有が、なぜ、いかに創出・再生産されたかを問ふことのなかに在るのではないかと考えた(つまり「半」は実体だけから規定されるものではなく、かかる形態と実体のからみ合いのなかにこそ存在するのである)。そして本書は事実上、そのような問いかけに対する答えをも用意しているようにみえる。結論的にいって、土地所有を「半封建的」とする規定は、それ自体封建的生産力段階のものにある零細農耕∥土地所有の、資本主義による再編∥規定を抜きにしてはありえない。マルクスの近代的土地所有の規定もまたかかるものとしてあったのだし、私は、日本資本主義論争の成果をそのようなものとして、いまは受けとめておきたい。<sup>(11)</sup>

いずれにせよ、C+V要求と地主的土地所有(高額現物小作料)の對抗關係の決着は下巻にもちこされているし、その過程で地主的土地所有の性格も逆照射されてさらに明確になるであ

るうことを大いに期待したい。

注(1) 最近、このような蓄積論的見地は賃労働論・労働市場論の分野においても強調されるようになってきている。

高木啓夫「日本資本主義に固有の低賃金とその形態変化」(講座『労働組合運動の理論』第二巻、大月書店、昭和四四年)を参照。以下、労働市場論の整理についてはこの論文に負うところが大きい。

(2) 隅谷三喜男『日本賃労働史論』(東大出版会、昭和三〇年)一一五～七頁。

(3) マルクス『資本論』第一巻、前掲訳書三二〇～二二一頁。

(4) 梅村又次『賃金・雇用・農業』(大明堂、昭和三六年)一五九頁、第二〇表。

(5) 同右

(6) 同右

(7) その岡山・佐賀における事例については、石渡貞雄『農産物価格論』(東大出版会、昭和三年)二二二～二五頁参照。また、日農機関紙『土地と自由』第一〇号(大正一一年一〇月二五日)の大阪府三島郡山田村の例、および同一七号(大正一二年五月二五日)の北河内連合会奈佐村の例ならびに「引合はぬ小作人」の記事等を参照のこと(大原社研編 復刻版『土地と自由』(1) 法政大学出版局、昭和四七年)。

(8) 抽象的には、減免要求も土地要求もともにC+V要求

をふまえているといえよう。なぜならC+V要求とは、本来、分割地経営農民化への要求なのであるからその限りでは限界性を云々するのは当たらないかもしれない。しかし階層分化の現実のなかでは、二つの要求が必ずしも連続的でも同一でもなかったことを著者自身が証明しているといえよう。

(9) 利谷信義「戦前の日本資本主義経済と法」(講座『現代法』第七巻、岩波書店、昭和四一年所収)。

(10) 「資本主義的土地所有」なる語が一種の形容矛盾である点については、井上晴丸「マルクス地代論の理論的基盤」(横山正彦編『マルクス経済学論集』、河出書房新社、昭和五年所収)を参照。

(11) 山田盛太郎「農地改革の歴史的意義」(『戦後日本経済の諸問題』、有斐閣、昭和二四年所収)、一四六頁、および平野義太郎『農業問題と土地変革』(日本評論社、昭和二三年)第一篇参照。

#### おわりに

以上の書評を通じていえることは、次の諸点である。

第一に、花田氏は小農価格論の純理論を深め、その無媒介的適用をもってしては、現実の日本の農産物価格を説明しえないことを明らかにした。

第二に、しかし花田氏は、理論との乖離を強調するあまり、現実の地主・小作関係を現物地代の貢納関係（封建制）と捉え、その商品生産的契機を全く排除してしまつた。したがって内的展開のモメントは、遂に析出されえない。

第三に、同じく無媒介的適用をさせた暉峻氏は、商品經濟的契機の浸透にともなつて、費用価格なかならずVが漸次形成されてくる過程に着目し、それを小作運動の基底にふまえることによつて、寄生地主制の矛盾のダイナミクスを把握しえた。

第四に、だが戦前の土地所有なり農民諸階層の要求なりの総てが、商品生産者的「費用価格」要求の射程内に入るものでないこともまた明らかになつた。

ともあれ、論理と評価を異にしているものの、両者とも、独占段階に至つてVが農村日雇賃金に接近する方向を共通に認識していた。その点をひとつの共通の成果としてよいが、昭和恐慌期に入るとともに、「費用価格」をめぐる諸状況も一層複雑になつた。その後の土地所有なり農民諸階層の動向なりが、現段階におけるその性格をみきわめるうえで注目に値するとすれば、「費用価格」の比重正しい評価がなお要請されているといえよう（三月二〇日）。